

「おきたま食の銘店めぐりスタンプラリー」企画業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、「おきたま食の銘店めぐりスタンプラリー」企画業務委託について、受託者の選定にあたり実施する公募型プロポーザルに関して、必要な事項を定めるものである。

2 委託業務

(1) 業務名

「おきたま食の銘店めぐりスタンプラリー」企画業務委託

(2) 業務の内容

『「おきたま食の銘店めぐりスタンプラリー」企画業務委託仕様書』（以下、「仕様書」という。）のとおり。

なお、仕様書記載の委託業務の内容については、今後、受託者と協議のうえ変更する場合があります。

(3) 委託期間

契約締結の日から平成29年9月29日（金）まで

(4) 提案上限額

460千円（消費税及び地方消費税を含む）

3 委託契約の方法

(1) 契約方法

地法自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号に準ずる随意契約

(2) 契約の相手方の選定

公募により企画提案を募集し、その内容を審査して優秀な提案者1者を選定し、随意契約の相手方の候補とする手続き（公募型プロポーザル方式）による。

4 応募に関する事項

(1) 応募資格

本業務の公募型プロポーザルに参加する者は、次のすべての要件を満たさなければならない。

ただし、下記①及び③において、山形県の入札参加資格を求めるものではない。

- ① 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- ② 1年以上引き続き業として当該企画提案募集又はこれに類する業務を営んでいること。
- ③ 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- ④ 県内に事業所（本店、支店又は営業所）を有する法人その他の団体であること。
- ⑤ 国税及び地方税を滞納していないこと。
- ⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続きを行っていないこと。
- ⑦ 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなく

なった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）であること。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

（2）失格事項

次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格とする。

- ① この要領に定めた資格・要件が備わっていないとき
- ② 提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかったとき
- ③ 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど適合しないとき
- ④ 提出書類に虚偽または不正があったとき
- ⑤ 審査会におけるプレゼンテーションを実施しなかったとき
- ⑥ 見積金額が置賜農業振興協議会（以下、「協議会」という。）の提示する提案上限額を上回るとき

5 提出書類及び提出方法等

（1）提出書類及び提出部数

- ① 参加申込書（様式第1号） 1部
- ② 事業者概要書（様式第2号） 1部
- ③ 企画提案書（任意様式） 10部
 - ・企画提案書はA4版横長の横書き（片面印刷）の8ページ以内（表紙を含む）とし、各頁下部に表紙を除き、通し番号を印字し、短辺をホチキスで綴じること。白黒、カラーは問わない。
 - ・企画提案書には、仕様書を踏まえ、下記の事項を記載すること。
 - ア 企画コンセプト
 - イ 提案概要
 - ウ スタンプラリーの企画提案
 - 仕様書に記載の事項を踏まえ、提案者独自の新たな提案も含めて、スタンプラリーの企画を示すこと。
 - エ スタンプラリーに係る印刷物の制作
 - 仕様書に記載の事項を踏まえ、提案者独自の新たな提案も含めて、ポスター及びリーフレットのイメージを示すこと。
 - オ 制作スケジュール
 - 各制作物の納品までのスケジュール、発注者側の作業などを明示すること。
- ④ 見積書（任意様式） 1部
 - ア 積算根拠が明確になるよう具体的に記載すること。
 - イ 当業務にかかる企画費、人件費、制作諸費、編集費、諸経費等、必要と見込まれる経費は全て計上すること。
 - ウ 見積価格は、消費税及び地方消費税の額を含めた金額ならびに消費税及び地方消費税抜き金額を明記すること。
- ⑤ 本業務に係る受託体制（任意様式） 1部

組織体制、統括責任者及び業務従事者

※③の最終頁の次頁に、上記④及び⑤の写しをそれぞれ綴じ込むこと。

(2) 提出期限

① 参加申込書（様式第1号）及び事業者概要書（様式第2号）

平成29年6月9日（金）午後5時15分

② 企画提案書、見積書、及び本業務に係る受託体制

平成29年6月14日（水）午後5時15分

(3) 提出先

「10 担当部局」へ提出すること。

(4) 提出方法

持参又は郵送による。

① 郵送の場合は、配達証明付きの書留郵便に限るものとし、提出期限必着とする。

② 持参する場合は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日及び土曜日（以下「休日等」という。）を除く午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの間を除く）に提出先に持参すること。

(5) その他

① 企画提案書の提出は、1提案者につき、1件とする。

② 提出された企画提案書等は返却しない。また、必要に応じて複写を行う場合がある。

③ 提出期限後の企画提案書の提出は認めない。また、提出期限後の差替え及び再提出も認めない。

④ 企画提案に関して必要となる費用の一切は、提案者の負担とする。

⑤ 企画提案書等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。

⑥ 企画提案書を提出した後に辞退する場合には、速やかに「10 担当部局」へ連絡するとともに、書面にて申し出ること。

6 企画提案書作成等に関する質問・問合わせ

(1) 企画提案書の作成にかかる質問等は、別紙「企画提案書作成に係る質問書（様式第3号）」により行うこと。

(2) 質問書の提出はFAXにより行うものとし、「10 担当部局」あてに送信すること。

なお、FAX送信後に、電話により確実に送信されていることを確認すること。

(3) 質問書の受付期間

平成29年6月12日（月）午後5時15分までとする。

(4) 質問書への回答

質問書への回答は、その都度速やかに、参加申込書提出者すべてにFAXにより行う。

ただし、各提案者の独自企画に関することについては、当該質問をした提案者のみに回答する。

電話や口頭、受付期間以外の質問は一切受けない。

7 審査及び結果の通知

(1) 審査方法

審査は、協議会が設置する『「おきたま食の銘店めぐりスタンプラリー」企画業務委託公募型プロポーザル審査会』（以下、「審査会」という。）において、書類審査及び提案者によるプレゼンテーションの実施により行う。

(2) 審査会の日時

審査会は6月中旬～下旬に山形県置賜総合支庁において実施する予定。集合時間及び集合

場所は参加申込書提出者に別途連絡する。

(3) プレゼンテーションの実施方法

① 時間は1提案者につき10分(プレゼンテーション7分以内。質疑、その他)の予定であるが、提案者数に応じて変更する場合がある。

② 出席人数は1提案者につき3名以内とする。

③ プレゼンテーション当日の説明資料は、下記のとおりとする。

- ・上記5(1)③により事前に提出された紙ベースの企画提案書
- ・見本品

見本品には印刷を施しても差し支えないが、あくまでも折りたたみ方と紙質の見本であり、印刷内容は審査の対象としない。

見本品は、提示の場合は1部、配付の場合は10部をプレゼンテーションの際に審査会場へ持参すること。

(4) 審査基準

『おきたま食の銘店めぐりスタンプラリー』企画業務委託評価基準』のとおり。

(5) 審査結果の通知

① 審査の結果、各審査員の評価点の合計点数が最も高い者を、最優秀提案者(委託契約候補者)として選定する。また、必要に応じ、次点者を選定する。

ただし、最高点の者又は次点者が複数いる場合は、審査員の合議により決するものとする。

② 提案者が1者のみである場合でも審査員の評価結果により、提案の内容について契約の目的を十分に達成できるものであると評価できるときは、当該者を最優秀提案者として選定する。

なお、提案者がいない場合には、一旦プロポーザルの実施を中止し、業務の内容等について再検討のうえ、あらためて募集を行うこととする。

③ 最優秀提案者には、当日口頭にてその旨を通知する。また、全ての応募者に審査会の翌日以降に審査結果を文書で通知する。

8 契約の締結

(1) 最優秀提案者を随意契約の相手方とし、最優秀提案者の提案に基づき、協議会と提案者で協議のうえ契約に係る仕様書を確定し、最優秀提案者から見積書を徴して予定価格の範囲内で契約を締結する。

(2) 最優秀提案者が契約しなかった場合、又は失格となった場合は、次点者と契約手続きを行う場合がある。

(3) 契約にあたっては、受託者から請書を徴するものとする。

(4) 委託契約締結後、契約内容に変更が生じる場合は、受託者はあらかじめ協議会と協議のうえ、協議会の承認を得たうえで変更することができるものとする。

9 その他

(1) この要領に定めのない事項については、別途協議のうえ決定する。

(2) 企画提案書の著作権は、当該企画提案書提案者に帰属する。

(3) 特定された受託者は、本件業務を第三者に委託し又は請け負わせることはできない。
ただし、あらかじめ協議会の承認を受けた場合はこの限りではない。

10 担当部局

置賜農業振興協議会事務局(山形県置賜総合支庁産業経済部農業振興課)

住所: 〒992-0012 米沢市金池七丁目1-50

電話: 0238-26-6051 FAX: 0238-21-6941

**「おきたま食の銘店めぐりスタンプラリー」企画業務委託
公募型プロポーザル参加申込書**

平成 年 月 日

置賜農業振興協議会
会長 橋本 仁 様

所在地

事業者名

代表者名

印

「おきたま食の銘店めぐりスタンプラリー」企画業務委託に係る公募型プロポーザルへの参加を申し込みます。

なお、応募資格要件につきましては、次のとおり事実と相違ないことを誓約します。

要件	応募資格要件	記入欄
①	地方自治法施行令第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。	適 ・ 否
②	1年以上引き続き業として当該企画提案募集又はこれに類する業務を営んでいること。	適 ・ 否
③	山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。	適 ・ 否
④	県内に事業所（本店、支店又は営業所）を有する法人その他の団体であること。	適 ・ 否
⑤	国税及び地方税を滞納していないこと。	適 ・ 否
⑥	会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続きを行っていないこと。	適 ・ 否
⑦	次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。 ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）であること。 イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。 ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。 エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。 オ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。	適 ・ 否

※ 記入欄の該当する項目を○で囲むこと。

担当者所属・職・氏名	
連絡先	電話／FAX
	E-mail

【添付書類】

- ・ 事業者概要書（様式第2号）

「おきたま食の銘店めぐりスタンプラリー」企画業務委託
事業者概要書

事業者名 (代表者職氏名)	()
所在地	
設立年月	
資本金	
社員数	
関連会社	
主要業務	
類似業務 (※) の実績 ※スタンプラリーなど のイベント企画業務	

- ※ 会社概要等がわかるパンフレット等を添付すること。
- ※ 業務の実績について、その概要がわかる資料を添付しても差し支えない。

「おきたま食の銘店めぐりスタンプラリー」企画業務委託
企画提案書作成に係る質問書

平成 年 月 日

事業者名 _____

担当者所属・職・氏名

担当者連絡先
TEL : _____

E-mail : _____

質問事項	
回 答	

※ 質問者は原則として様式第1号 「『おきたま食の銘店めぐりスタンプラリー』企画業務委託公募型プロポーザル参加申込書」に記載の担当者とする。

※ 質問は1項目につき1葉とし、複数ある場合は別葉とすること。